

# 鈴鹿市津波避難施設指定基準

令和2年4月

鈴 鹿 市

防災危機管理課

## 1 目的

平成26年3月に三重県が公表した地震被害想定調査結果によると、南海トラフ地震が発生した場合、本市への津波到達時間は約60分と予想されているため、大地震発生後直ちに、平成26年3月に三重県が公表した津波浸水予測区域（以下「津波浸水予測区域」という。）の外へ避難することを原則としているが、一方、津波襲来の覚知が遅れた人や、迅速に避難できない災害時要援護者等に対しては、津波浸水予測区域に、迅速かつ安全に緊急避難できる場所を確保し、被害の軽減を図る必要がある。

このため、津波からの一時的な緊急避難施設（以下「津波避難施設」という。）を指定し、施設を適切に利用するために、その指定の要件や手続き等を定めるものとする。

## 2 津波避難施設の定義

伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された時から、津波による浸水が解消し、警報の解除等により津波のおれがなくなるまで間、緊急的かつ一時的に避難できる高所を有する堅固な施設とし、市が定める津波避難施設の要件を満たすものとする。

## 3 津波避難施設の要件

津波避難施設の要件は、鈴鹿市津波避難施設整備事業補助金交付要領第2条第5号に規定する津波避難施設とする。

## 4 津波避難施設の選定

- (1) 市は、本指定基準に基づき、津波避難施設の要件を満たす候補施設を抽出し、現地調査を実施した上で津波避難施設を選定する。
- (2) 施設の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）から指定に関する申し出があった場合においても、上記（1）に基づき、現地調査を行う。
- (3) 津波避難施設の要件に適合した施設であっても、現地調査の結果、津波避難施設に適さないと判断した場合は、選定の対象外とする。

## 5 津波避難施設の指定

- (1) 施設の解錠方法、避難場所の位置とその避難経路、使用時間帯や使用期間等について、事前に施設の所有者等と確認を行う。
- (2) 市と選定した施設の所有者等との協議により、津波避難施設としての使用に関して合意が得られた場合は、市長と施設の所有者等の間において「津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書」（別紙1）を

締結し、市は津波避難施設として指定する。

- (3) 平成28年度以前に既に「津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書」を締結した施設において、当該協定書の更新や見直しがあった場合は、必要に応じて本協定書（別紙1）を再度締結し直す。
- (4) 公共施設及びこれに準じる施設を指定する場合は、必要に応じて協定を締結する。
- (5) 指定した施設には、津波避難施設であることを明示するため、視認性が高い箇所に別図ステッカーを貼付する。

## 6 津波避難施設の周知・啓発

- (1) 津波避難施設を指定した場合は、市ホームページ等を利用して市民に周知を行う。また、市が作成する津波ハザードマップ等に、位置等を表記することで、平常時から市民が容易に把握できるようにする。  
さらに、市及び住民等が実施する津波避難訓練等において、当該施設内の避難場所の使用に関し、施設の所有者等に協力を求める。
- (2) 津波避難施設は、津波発生時に緊急的に用いる施設であり、地震による構造損傷にともなう建物倒壊の可能性や、津波火災による建物焼失、津波浸水による孤立の恐れも考えられることから、「生命の安全を必ずしも担保するものではないこと」に関して、市民の理解を深めるとともに、適切な利用を呼び掛ける。

津波発生時における緊急避難施設としての  
使用に関する協定書

年 月 日

鈴 鹿 市

○ ○ ○ ○ ○ ○

## 津波発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定書

津波発生時における緊急避難施設としての使用に関し、鈴鹿市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）の間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

**第1条** この協定は、鈴鹿市に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急避難施設（以下「津波避難施設」という。）として、乙が所有し、丙が管理する施設を使用することについての必要な事項を定めるものとする。

### （津波避難施設の使用）

**第2条** 乙丙は、次に掲げる施設（以下「当該施設」という。）を津波避難施設として、住民等に使用させるものとする。

名称			
所在地	三重県鈴鹿市		
用途・構造	用途	造	
規模	地上 階（地下 階）	延べ面積	m <sup>2</sup>
建築年次	年	月	
避難場所としての使用部分	屋上 m <sup>2</sup>	その他（ ）	m <sup>2</sup>
	合計 m <sup>2</sup>		
	地表面からの高さ	m	
収容人員	人（1 m <sup>2</sup> /人）		

- 伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された場合、外部から直接、安全かつ円滑に避難できるよう、乙丙は、ただちに当該施設内の避難場所及びその避難経路を住民等に開放し、使用させるものとする。
- 当該施設が、鈴鹿市津波避難施設整備事業補助金の交付を受けた場合は、当該協定の締結の日より10年以上津波避難施設として使用するものとし、

その期間において、善良な管理者の注意をもって津波避難施設としての機能を維持し、避難を妨げるような改造、運用等をしないものとする。

#### (施設変更の報告)

**第3条** 乙丙は、増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合、又は、何らかの事情により津波避難施設としての使用が不可能となるときには、甲に報告するものとする。

#### (使用期間・使用料)

**第4条** 当該施設の使用期間は、伊勢・三河湾に津波警報又は大津波警報が発表された時から、津波による浸水が解消し、警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとし、乙丙は、使用期間において、当該施設内の避難場所及びその避難経路を無償で使用させるものとする。

#### (施設・備品の破損時の対応)

**第5条** 当該施設が津波避難施設として使用された場合の施設及び備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

#### (避難時の事故に係る責任)

**第6条** 乙丙は、当該施設に住民等が避難した際に発生した事故及び使用施設の解錠処置が不可能であった際に発生した事故に対する責任を一切負わないものとする。

#### (有効期間)

**第7条** この協定の有効期間は、協定締結の日から 年 月 日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲乙丙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

#### (津波避難施設の公開)

**第8条** 甲は、当該施設を津波避難施設として市民に周知するものとする。

また、乙丙は、甲及び住民等が実施する津波避難訓練等において、当該施設内の避難場所の使用に関し協力を惜しまないものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

乙 ○○県○○○○  
(所有者) ○○○○

丙 ○○県○○○○  
(管理者) ○○○○



平成 17 年 3 月 防災のための図記号に関する調査検討委員会（総務省消防庁）  
により作成された「津波避難ビル」の図記号